

桜川市立坂戸小学校いじめ防止基本方針



桜川市立坂戸小学校

はじめに

いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布されました。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされました。

学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。「坂戸小学校いじめ防止等基本方針」はこれを受け、平成25年9月25日に坂戸小学校のいじめ防止推進に向け策定しました。

さらに、本校では、いじめの問題克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づきとともに、令和元年12月いじめの根絶を目指して制定された「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（以下「県の条例」という。）、令和3年4月、桜川市いじめ再調査委員会設置に伴い改訂された「桜川市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下「市の条例」という。）、そして令和7年3月に改訂された「桜川市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「桜川市立坂戸小学校いじめ防止基本方針」（以下「坂戸小基本方針」という。）を令和7年4月に改訂いたしました。

今後、この「坂戸小基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力し、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和7年4月

桜川市立坂戸小学校長 酒井 雄一

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（2）基本理念

ア いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめが全ての児童に関する問題であることに鑑み、関係者との連携を図りつつ、学校

全体でいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組む。

2 「坂戸小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策会議を組織する。

（１）会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他校長が必要と認める者

（２）上記の構成員の他、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

（３）校長は会議を総括し、会議を代表する。

（４）会議は次に挙げる事務を所掌する。

ア 坂戸小基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

エ いじめの解消に向けた適切かつ迅速な対応

オ ~~イ~~ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

カ ~~イ~~ いじめの相談窓口として相談を受けること。

キ ~~イ~~ 教職員研修の企画・立案に関すること。

ク ~~イ~~ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。

（５）いじめが「解消している」状態についての共通理解

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（６）会議は次の区分で招集する。

月１回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があつた場合、その都度臨時会とし招集する。

3 いじめの防止等に関する措置

（１）未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、学級活動

授業において、各教科の言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育み、児童の自己指導能力を高める。さらに、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、道徳教育の充実を図るとともに、人権教育を推進する。

- (ア) 自分の考えを書く活動の重視
- (イ) 話し合い活動の意図的な設定
- (ウ) 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
(道徳コーナー、道徳教育ヒント集、私たちの道徳、自作教材の活用)
- (エ) 人権教育に係る環境づくり (人権コーナー、人権だより、人権週間の取組等)

イ 児童会活動、学校行事

児童会活動や学校行事の中で、児童が主体的に活動できる場面や役割を設定し、児童が互いに認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動を通して自分を律していく力と判断していく力を身に付けていくことによって、児童の規範意識を高める。

- (ア) 元気なあいさつの推進 (校内あいさつ運動)
- (イ) 無言清掃、ボランティア活動の推進 (縦割り班活動)
- (ウ) 児童が主役で進める学校行事の展開 (人権集会によるいじめ防止の啓発等)

ウ 教育相談と個別相談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童と教職員が相談しやすい関係を構築する。

- (ア) 定期教育相談 (児童との教育相談 [6月、10月、2月]、保護者との個別面談 [7月])
- (イ) 保健室での教育相談
- (ウ) 学級担任等によるチャンス相談

エ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童や家庭から情報を収集し、その把握に努める。また、情報モラル教育を推進する。

- (ア) 各種リーフレット等を活用しての学級指導
- (イ) 情報モラルに関する研修会 (児童、保護者、教職員)

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、また、家庭との連携を密にして的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査等早期発見のための措置

いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させるようにする。また、アンケートは9年間保管する。

- (ア) 登下校時の観察 (朝、帰りの校門立哨、各学級)
- (イ) 定期的なアンケート調査 (月1回、各学級)
- (ウ) チェックリストの活用 (学期1回、各学級)
- (エ) いじめ防止対策会議での情報交換 (月1回)

イ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡したり、家庭での様子について情報を確認したりするなど、日頃から保護者との連携を密にする。

- (ア) 連絡帳の活用

(イ) 保護者用チェックシートの活用

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話等による相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害児童の保護

(ア) いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに当たり、安全・安心を確保する。

(イ) 被害児童の保護者に速やかに連絡を取って状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

(ア) 被害児童、加害児童及び周辺の児童から十分に話を聴くとともに、アンケート調査等を実施し、速やかに実態を把握する。

(イ) 学校単独での解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。

(ウ) 把握した事実を市教育委員会に報告し、事後の対応についての方針を立てる。

(エ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

ウ 加害児童への対応

(ア) 毅然とした指導でいじめを制止するとともに、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の成長に主眼を置いた指導を行うことで、いじめを繰り返さないよう支援する。

(イ) 加害児童の保護者に速やかに連絡を取って状況の説明を行うとともに、被害児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットによるいじめへの対応

インターネットによるいじめは、学校外で行われる可能性が高い。そのため、いじめの未然防止、早期発見・解決については家庭の協力は不可欠である。このことを念頭に家庭との連携を強化しながら次のことに取り組む。

(ア) 不適切な書き込み等については、URLの記録、記載事項のコピー等により、内容を保全する。

(イ) 加害児童やその保護者に対し、不適切な書き込み等の削除について指導する。

(ウ) 加害児童等により削除が不可能な場合、管理者やプロバイダに削除依頼を行う。

(エ) 必要に応じて法務局等に協力を求める。

4 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

P T A行事や学年・学級懇談等において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである」と、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範

意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」について周知を図り、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から学校評議員、家庭相談員、保護司、民生委員・児童委員等と連絡を取り合い、いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校単独での解決が困難であると判断した場合、速やかに市教育委員会、市児童福祉課、児童相談所、警察署、法務局等の関係機関に相談する。

(4) 学校以外の団体等

子供会やスポーツ少年団、塾、その他の社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者等と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携して対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

- ア こんな教師でありたい（自己チェックシート）や生徒指導リーフによる研修
- イ カウンセリング演習やコミュニケーションスキルトレーニング等の研修

(2) 事例研修

- ア 体罰防止マニュアルによる研修
- イ 身近な事例（新聞記事等）を活用しての研修

(3) インターネットによるいじめへの対応

- ア 各種リーフレット等を活用しての研修
- イ 情報モラルに関する研修会への参加
- ウ 最新のインターネット環境に関する情報収集

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。（第一報）

(2) 実態把握（調査）

児童・保護者との個別面談による聴き取り調査や、当該事案に特化したアンケート調査等を行い、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

被害児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

- ア 毅然とした指導でいじめを制止するとともに、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の成長に主眼を置いた指導を行うことで、いじめを繰り返さないよう支援する。
- イ 必要に応じ、懲戒、出席停止制度を適切に運用する。（市教育委員会との連携）
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、児童相談所や所

轄警察署との連携を図る。(児童相談所への相談・通告、警察署への相談・通報等)

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、被害児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。市長が必要と認めるときは、再調査委員会において再調査を行う。学校または市教育委員会は、再調査が行われる場合には、再調査委員会の指示の下に、資料を提出するなど調査に協力する。

(7) 解消と再発防止

ア 被害児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、学習に関する適切な支援等を行う。

イ 加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

ウ 調査告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。学校は、いじめの防止、早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

(8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

7 学校評価における留意事項

(1) 評価規準

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下のア～オの5項目に関する評価規準を定め、適正に評価する。

ア 未然防止の評価規準

(ア) 言語活動を充実し、授業の充実を図ることができた。

(イ) 学級活動や道徳、集会・体験活動等を通して、豊かな情操の育成を推進できた。

(ウ) 児童が教職員に相談しやすい関係を構築できた。

(エ) 情報モラル教育を推進できた。

イ 早期発見の評価規準

(ア) いじめの早期発見に努めることができた。

(イ) 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。

(ウ) 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

ウ 早期解消の評価規準

(ア) 被害児童の心のケアができた。

(イ) 適切にいじめの事実を確認できた。

(ウ) 加害児童に対して、いじめを制止することができた。

(エ) 重大事態の調査をし、市教育委員会に報告できた。

(オ) インターネットによるいじめの対応ができた。

エ 関係機関との連携の評価規準

(ア) 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。

(イ) 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。

(ウ) 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。

(エ) 学校以外で起きたいじめに適切に対応できた。

オ 教職員研修の評価規準

(ア) 実践的研修を行うことができた。

(イ) 事例研修を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。

(ウ) インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

(2) 取組の検証と坂戸小基本方針の見直し

評価結果を基に、いじめ対応への取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や、坂戸小基本方針について体系的に見直しを行い、いじめ問題対策についてP D C Aサイクルにより総合的な改善を図る。

資料 1

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 二 いじめの防止等のための対策に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなけ

ればならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、

第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。